平成18.12.20 制定改正 平成26.4.1

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)が発行又は発信する情報媒体その他の資産(以下「情報媒体」という。)に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「部署等」とは、情報媒体を所管する主体で、学部等、委員会、 室、部又は課等の組織をいう。

(広告の掲載基準)

- 第3条 広告は、信用性が保たれていなければならず、かつ、次の各号のいずれかに該当 しないものとする。
 - (1) 法令等に違反するもの
 - (2) 政治的な宣伝に関するもの
 - (3) 宗教の宣伝又は布教に関するもの
 - (4) 個人, 団体又は組織等の名誉, 信用, 正当な権利又は財産等を損なうおそれのある もの
 - (5) 公序良俗に反するもの
 - (6) 広告を掲載する情報媒体を所管する部署等の長が不適当であると認めるもの (広告の割合)
- 第4条 広告の割合は、当該情報媒体の趣旨を損なわない範囲でなければならない。 (広告依頼主の責任)
- 第5条 広告の内容に関する責任は、広告依頼主が負うものとし、広告原稿の作成経費は、 広告依頼主の負担とする。
- 2 広告原稿にイラスト,写真,ロゴ等を使用する場合は,広告依頼主において著作権の 確認を行うものとする。

(収入金の取扱い)

- 第6条 広告による収入金については、8割を情報媒体を所管する部署等に、2割を学長 に帰属させるものとする。
- 2 第7条に定める現物納入の場合は、前項の規定を適用しない。ただし、現物納入で収入金を伴う場合は、当該収入金について前項の規定を適用する。

(現物納入)

第7条 広告の実施に当たり、本学が相当と認める場合は、広告依頼主との合意の下、広告を掲載した現物を本学に納入させることができる。

(広告の選定方法等)

第8条 広告の選定方法,場所,件数,サイズ,色数,料金及び期間又は回数その他必要な事項については,広告を掲載する情報媒体ごとに別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、執行役員会議の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成18年12月20日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。